

東日本大震災時の混乱等を踏まえた課題

2014年6月23日

石油連盟

I 広報関連

1. 民間石油備蓄の3日分放出（3月14日、基準備蓄義務量の引下げ）が新聞で報道されると、それまでの関東、東日本に加えて西日本においてもSSに行列⇒SSからの情報によると、消費者は備蓄を放出するほど深刻な事態だとの認識。3日分でガソリンが無くなってしまわないかと疑心暗鬼。
2. 3月15日、16日に首都圏向けに10日後頃にはガソリンが供給できるようになると石連が発信したメッセージがツイッターなどで被災地に流れ、被災地で混乱が生じた。
3. 原発関連の情報に関心が寄せられる下で、石油関連の情報発信が少なく、かつ遅れた。
石連としての統一的組織的情報発信が4月1日と大幅に遅れた。
4. 秋田県知事は、石連からの情報（3月15日）を踏まえ、ガソリンが無くなったのではなくて、ロジスティックが滞っているだけで、3月末にはガソリンが必ず供給されるとのメッセージを県民に発信したことによりSSでの混乱を回避。
5. 営業可能SSの情報提供依頼⇒震災直後はトラック協会から。その後は政府、マスコミから。元売り各社は情報通信手段の途絶えた状況下で、POS情報から営業中SSを把握するも部分的営業の場合もあり不確実性が高いことから営業SS情報の開示が遅れた。また、開示後、営業SSに消費者が殺到する等の混乱により、開示を取りやめた。

➡ 1. 正確な情報と、消費者心理を十分に勘案して安心感を与えるような対応で、迅速かつ適切なタイミングで、

統一的に情報発信することが重要。また、SNS、ツイッター、ラインなどのソーシャルメディアによる情報の流通を踏まえることが重要。なお、備蓄の取り崩しの情報発信は消費者心理に与える影響を考慮して慎重に行うことが必要。

国家製品備蓄の放出アナウンスは、消費者心理に与えるリスクを考えると、あえて行う必要はなく、国家製品備蓄を国の指示によりきちっと供給することが重要。民間備蓄は、引き下げのアナウンスを行うリスクを考えれば、備蓄義務を解除して、民間の在庫管理の自由度を高めることが重要。(災害対策本部設立と同時が望ましい)

2. 不要不急の給油は避けるなど仮需の抑制を呼びかけることが重要。
3. SSにおける在庫の確保については、系列BCPにより系列中核SSへの優先供給を担保。
4. 元売精製業界で整備済となっている情報収集システムに中核SSの情報やSSの在庫状況等を反映させる取組を元売としても積極的に進める。

II 石油元売り精製業界内関連

1. 被災状況、在庫状況、入出荷状況などの情報収集の遅れ。
 - ➡ 情報システムの整備（実施済）、衛星電話・専用回線の整備（実施済）。
2. 自家発電設備等の浸水被害による油槽所機能の低下。
 - ➡ 製油所、油槽所における自家発電の整備（実施済）。
3. 多数のドラム缶供給要請（約9200本）への対応に苦労。
 - ➡ 1. ドラム缶に対する給油設備の整備（実施済）。
 - 2. ドラム缶輸送等に関する自衛隊との連携が重要。

4. 精製・元売の供給体制の混乱。

➡ 改正石油備蓄法の災害時石油供給連携計画及び系列 BCP により対応方法は整備済み。

Ⅲ 通行許可関連

1. タンクローリーの通行許可取得に多大な時間を要した（METI に届け出、最寄の警察で許可証受領、規制道路の入り口で確認）。⇒官房副長官に依頼をして15日に包括許可、16日から全面解禁。
2. 全国からタンクローリーを集めるに際し、首都圏のディーゼル車両通行規制緩和を要請。
3. 救急救命用ヘリ燃料確保のため輸送を消防が先導。
4. 福島原発用燃料を避難区域外の前線基地に配送。神奈川県警、警視庁、千葉県警、茨城県警、福島県警がリレーで先導。
5. 医療チーム被災地緊急派遣、医薬品被災地緊急搬送に際し、自動車燃料確保要請があった。⇒緊急車両マークを作成して各 SS にて識別して給油。

- ➡
1. 石油精製、元売り企業の災害対策基本法の指定公共機関への指定により、円滑な通行許可の取得を可能とすることが必要。
 2. 臨時ヘリポートの場所の事前把握が重要。

Ⅳ インフラ改修関連

1. アクセス道路の復旧、電力供給の復旧。鉄道の復旧。
2. 塩釜港浚渫、八戸港浚渫。

3. 計画停電からの製油所、油槽所の除外。

➡ 政府内関係部局の連携が重要（ワンストップサービス）。

V 規制緩和関連

1. 軽油周辺油種に対する識別剤の添加に関する規制緩和。
2. 福島原発沖における内航船航行に関する規制緩和。
3. 被災地の救援物資配送に関する業界での調整について独禁法上問題とならない旨の通知。
4. 夜間入港許可、休日荷卸し受付。

➡ 政府内関係部局の連携が必要（水底、長大トンネルの非常時の通行規制緩和など各省庁に係る種々の規制緩和をワンストップサービスで対応できる体制整備が必要）。

VI その他

1. 緊急供給要請に対応した場合の料金精算問題。

➡ 自前のルール作りが必要。

2. 緊急燃料確保要請の殺到問題。

➡ 1. 政府の災害対策本部から石連オペレーションルームに流れるよう一元化（改正石油備蓄法により整備済）。

2. 需要家側における自衛的備蓄の推進が重要（重要施設の備蓄・ガソリンの満タンなど）

3. 緊急給油要請先の情報不足による給油混乱問題（油種、容量、担当者、給油口、道路状況等）。

➡ 自治体との重要施設に関する情報共有体制の構築（実施中）。

4. 道路交通情報等政府の有する重要情報の入手不足。

➡ 精製・元売り企業の災害対策基本法の指定公共機関への指定により重要情報の入手を可能とすることが必要。